

令和7年度滋賀県職員(技術員)採用選考第1次考查受験案内
(令和7年8月1日採用予定)

令和7年5月23日
滋 賀 県

- 第1次考查期日および場所
令和7年6月25日(水) 滋賀県畜産技術振興センター
- 受付期間
(持参の場合)
令和7年5月23日(金)～令和7年6月13日(金)
(郵送の場合)
令和7年5月23日(金)～令和7年6月12日(木)(消印有効)
(インターネットの場合)
令和7年5月23日(金)～令和7年6月12日(木)
- 感染症対策について
 - 1 学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症(新型コロナウイルス感染症など)に罹患し治癒していない方や、当日発熱のある方は、他の受験者への感染のおそれがあるため、当日の受験を控えてください。
明らかに体調不良であると認められる場合には、退室いただくことがあります。
 - 2 マスクの着用については、個人の判断に委ねます。ただし、咳などの風邪症状がある場合は、感染を拡げないためマスクを着用してください。
なお、マスクの着用の有無にかかわらず、建物入口での手指消毒やこまめな手洗いをお願いします。
 - 3 試験室は換気のため、適宜、窓やドアなどを開けますので体調調節しやすい服装で受験してください。
- 問合先
滋賀県農政水産部畜産課
〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3851

滋賀県畜産技術振興センター
〒529-1651 蒲生郡日野町山本695 電話 0748-52-1221(代表)

1 試験区分および採用予定人員 技術員 1人

2 受験資格

(1) 次のいずれにも該当する者が受験できます。

ア 昭和45年4月2日以降に生まれた者で、小型特殊自動車を運転することができる免許を有しているもの(令和7年7月末日までに取得する見込みの者を含む。)

イ 屋外労務作業に堪えられる者

(2) 次のいずれかに該当する者は、受験できません。

ア 拘禁刑以上の刑または懲役もしくは禁錮に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者

ウ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者

3 勤務の条件

(1) 採用の時期 令和7年8月1日

(2) 勤務先 滋賀県畜産技術振興センター(蒲生郡日野町山本 695)

(3) 従事業務

ア 家畜の飼養管理

イ 飼料作物の生産

ウ 堆肥生産および畜産環境の保全に関する作業

エ 試験研究の補助作業

オ 管理機械等の保守管理

カ その他場内管理に係る作業

(4) 給与等

ア 給料は、月額 199,627円から 286,272円(地域手当を含む。)までの間で経歴その他に応じて決定されます。その他に扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給されます。なお、この額は、令和7年4月1日現在のものです。

イ 昇給は、原則として、毎年1回行われます。

4 現地説明会

(1) 日時 令和7年6月25日(水) 9時から(集合時間 8 次 40 分)

(2) 場所 滋賀県畜産技術振興センター(蒲生郡日野町山本 695)

※ 集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。

5 第1次考査

(1) 日時 令和7年6月25日(水) 10時30分から(集合時間 10 時)

(2) 場所 滋賀県畜産技術振興センター(蒲生郡日野町山本 695)

※ 集合場所の詳細は、受験番号と併せて通知します。

(3) 方法

技術員として必要な一般的知識についての筆記試験(中学校卒業程度)、面接試験および適性検査(公務員として必要な適性について検査を行います。第1次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、8(1)の滋賀県人事委員会で実施される選考の

参考とします。)を行います。

※ 使用できる時計は、計時機能だけのものに限り(携帯電話、スマートフォン等の使用はできません。)

(4) 結果発表 令和7年6月下旬頃に合格者宛て通知します。

6 受験手続および受付期間

(1) 出願票を持参または郵送する場合

ア 必要書類等

(ア) 出願時に必要な書類等

a 出願票 1人1通(所定の用紙)

※ 交付場所

滋賀県農政水産部畜産課

〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3851

滋賀県畜産技術振興センター

〒529-1651 蒲生郡日野町山本695 電話 0748-52-1221(代表)

滋賀県大津・南部農業農村振興事務所農産普及課

〒525-8525 草津市草津三丁目14番75号 電話 077-567-5412

滋賀県甲賀農業農村振興事務所農産普及課

〒528-8511 甲賀市水口町水口6200 電話 0748-63-6126

滋賀県東近江農業農村振興事務所農産普及課

〒527-8511 東近江市八日市緑町7-23 電話 0748-22-7715

滋賀県湖東農業農村振興事務所農産普及課

〒522-0071 彦根市元町4-1 電話 0749-27-2213

滋賀県湖北農業農村振興事務所農産普及課

〒526-0033 長浜市平方町1152-2 電話 0749-65-6613

滋賀県高島農業農村振興事務所農産普及課

〒520-1621 高島市今津町今津1758 電話 0740-22-6025

※ 郵便等で請求できます。

郵便はがきの裏面に「令和7年度滋賀県職員(技術員)採用選考受験願書請求」と書き、住所および氏名を明記して、滋賀県畜産技術振興センター宛て請求してください。また、電話による請求も受け付けます。

※ 滋賀県のホームページからもダウンロードできます。

b 郵便はがき 1人1枚(宛先として住所、氏名および郵便番号を記入すること。)

※ 受験番号等の通知に使用します。

(イ) 第1次考査受験時に必要な書類等

a 履歴書 1人1通(所定の用紙)

※ 用紙は、出願票と同時に交付します。

b 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

c 受験番号通知 1人1通

※ 受付期間終了後、出願時に提出された郵便はがきを用いて受験番号を通知します。令和7年6月19日(木)までに到着しない場合は、滋賀県畜産技術振興センターに連絡してください。

電話 滋賀県畜産技術振興センター 0748-52-1221(代表)

d 運転免許証

イ 提出先 滋賀県畜産技術振興センター 〒529-1651 蒲生郡日野町山本695

※ 持参または郵送により提出するのは、ア(ア) 出願時に必要な書類等です。

ア(イ) 第1次考査受験時に必要な書類等については、第1次考査当日に会場に持参してください。

ウ 受付期間

出願票は、令和7年5月23日(金)から令和7年6月13日(金)までの各日9時から17時までの時間帯に受け付けます。(土曜日および日曜日を除く。)

郵送の場合は、令和7年6月12日(木)までの消印があるものに限り受け付けます(必ず簡易書留により送付してください。)

(2) インターネットにより申し込む場合

ア 申込手続 申込画面上の注意事項に従って申し込んでください。

『しがネット受付』ホームページアドレス

<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/25ge00040101>

※ エクセルファイルをダウンロードして出願票を作成する必要があります。

※ 申込完了および受験番号は、メールで通知します。

イ 受付期間 令和7年5月23日(金)正午から令和7年6月12日(木)17時まで
(システム管理運営上の都合により変更する場合があります。)

ウ 第1次考査受験時に必要な書類等

(ア) 履歴書 1人1通(様式は、滋賀県ホームページからダウンロードすること。)

(イ) 写真 1人1枚(最近6か月以内に撮影したものを履歴書に貼ること。)

(ウ) 受験番号通知 1人1通(受験番号を通知するメールを印刷したもの。スマートフォン等に届いたメールの画面を見せていただいても構いません。)

※ 受験番号を通知するメールは、令和7年6月17日(火)以降に順次送信します。
(申込みの直後に自動送信される申込完了メールとは異なります。)

※ 令和7年6月19日(木)までに受験番号を通知するメールが届かない場合は、滋賀県畜産技術振興センターに連絡してください。

電話 滋賀県畜産技術振興センター 0748-52-1221(代表)

(エ) 運転免許証



7 日本国籍を有しない者の任用

(1) 日本国籍を有しない者は、「公権力の行使または公の意思の形成への参画に携わる

公務員のうち、職務の内容または権限と統治作用との関わり方の程度が強い公務員には日本国籍が必要であり、それ以外の公務員となるためには必ずしも日本国籍を必要としない」という基本原則を踏まえた任用が行われます。

- (2) 日本国籍を有しない者は、採用時に当該職務に従事可能な在留資格がない場合には採用されません。

8 その他

- (1) 第1次考查合格者については、令和7年7月上旬に滋賀県人事委員会で開催される選考を受けていただきます。選考の方法は、口述試験(主として人物についての面接試験)等ですが、詳しくは、第1次考查合格者に対して文書でお知らせします。
- (2) 滋賀県人事委員会で開催される選考の合格者には、令和7年7月中旬に採用の通知をします。
- (3) 採用予定日において、受験資格に掲げる要件を満たさない場合は、最終合格後であっても採用されません。